

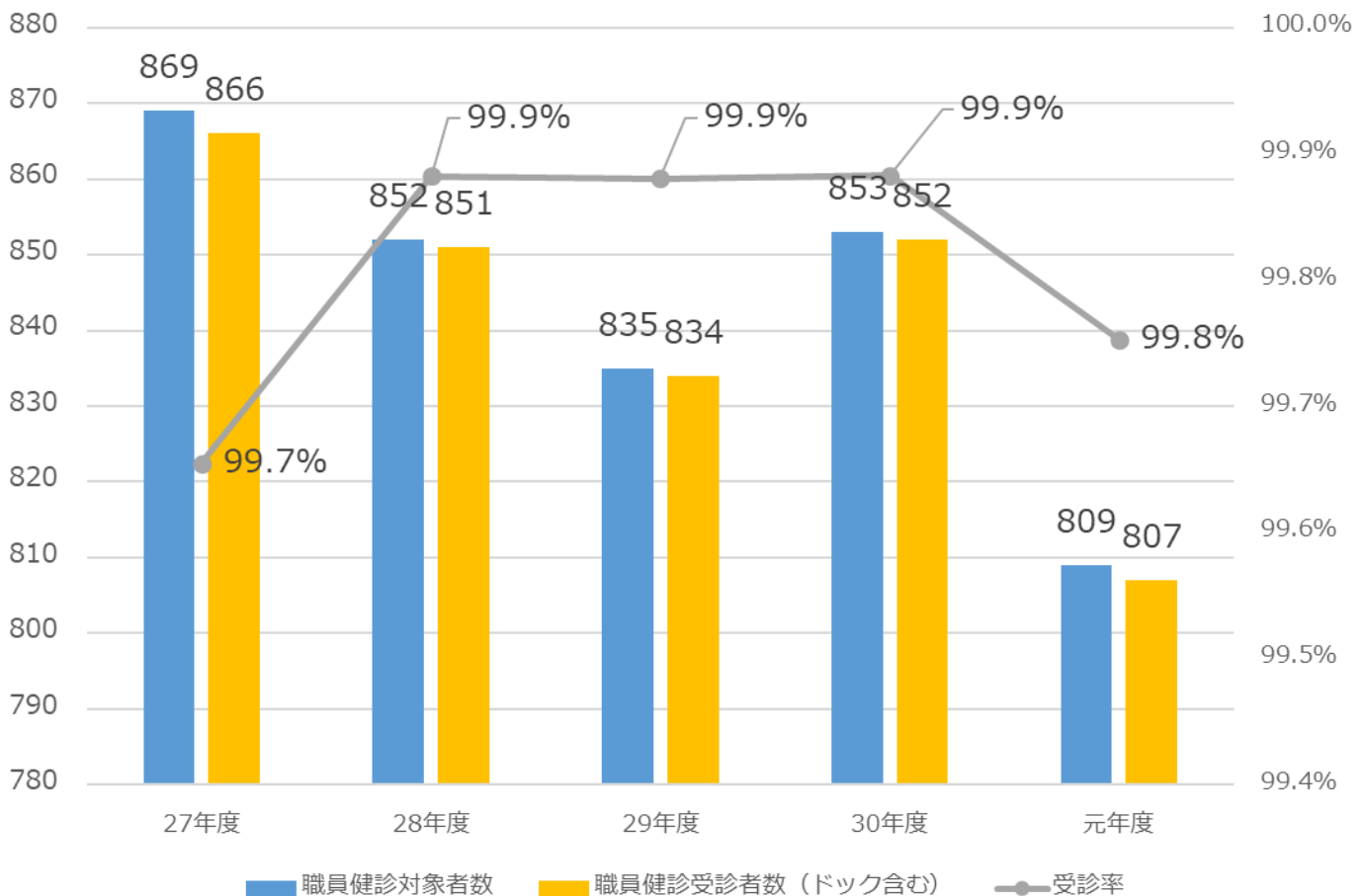
### 3 職員健診受検率

#### 指標の解説

- 職域で実施される健康診断は、労働安全衛生法第66条によって定められており、職員の安全と健康を確保するために、対象となる全職員に実施することが義務付けられている。
- 職員の受検率の高さは、予防医療に対する職員の意識の高さを間接的に示している。

分子：職員健診受検者数(ドックを含む)

分母：職員健診対象者数(各年3月31日現在、産休・育休・進学を除く)



本健診の受検は法律上の義務であり、全職員に対する受検勧奨を行っている。健診予定日に受検できなかった職員がおり、受検率が100%とはならなかったため、引き続き受検勧奨を強化していく。